

防府市工事検査規則取扱要領

平成11年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市工事検査規則（平成8年防府市規則第7号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、規則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(検査の範囲)

第2条 工事の検査の範囲は、検査の依頼がある場合を除き、規則第1条に定められた工事とする。

(中間検査)

第3条 規則第2条第3項に定める中間検査は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 営繕工事の場合

ア 建築工事、機械設備工事、電気設備工事の各工事の共通仕様書及び監理指針等に定められている確認事項のほか、検査員が検査において必要と認める事項について行うものとする。

イ 建築工事は原則として、建築確認の合理化及び建築士の設計範囲に定められている、一級建築士でなければ設計できない建築物の次に掲げる工種等について、中間検査を行う。ただし、検査員が中間検査の必要がないと認めたものは除く。

(ア) 杭打工事においては、杭打込後で、上部工事に着手する前

(イ) 鉄筋・型枠工事においては、鉄筋組立又は型枠組立後で、コンクリートを打設する前

(ウ) 鉄骨工事においては、鉄骨組立後で次の工種に着手する前

(2) 土木工事の場合

ア 山口県土木工事共通仕様書及び各種共通仕様書、指針等に定められている確認事項のほか、検査員が検査において必要と認める事項について

行うものとする。ただし、検査員が中間検査の必要がないと認めたものは除く。

(乙検査)

第4条 乙検査は、規則第3条第3項に規定するもののほか、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務についての検査をいう。

2 前項の検査後の処理については、規則第9条を準用する。

(提出及び必要書類)

第5条 規則第5条第1項に規定する必要と認められる書類は、工事施工場所（位置）及び工事内容通知書に記載された事項が説明できるものをいう。

2 規則第6条第2項に規定する検査員が必要とする書類は、次に掲げるものをいう。

- (1) 契約書及び設計図書
- (2) 考査項目別チェック表、部分払金調書、工事日誌、材料搬入簿、工事写真、各種試験成績資料、工事打合簿、監督員指示書、報告書、保証書、出来形及び品質管理図、承認図書、官公署の認可証、発生品引継書その他検査に必要なもの

3 規則第6条第4項に規定する検査員が必要とする書類は、乙検査工事成績書（第1号様式）、乙検査評価考査基準（第2号様式）、契約書又は請書、設計図書及び前項第2号に掲げるもののうち、考査項目別チェック表を除いたものとする。

(立会い者)

第6条 規則第7条第2項に規定する工事担当職員とは、工事担当課の係長以上の職員をいい、係長相当職を除く。

(関係書類)

第7条 規則第8条第1項に規定する関係書類は、山口県における土木工事等の検査基準並びに国土交通省その他各省庁による各工事共通仕様書、施工指

針及びこれらに附隨する文書のほか、甲検査については第5条第2項第2号に定める書類とし、乙検査については第5条第3項に定める書類とする。

(検査結果の提出)

第8条 規則第9条第2項本文の工事検査調書の提出は、防府市事務決裁規程（昭和58年防府市訓令第2号）別表第二による。

- 2 乙検査については、規則第9条第2項に規定された工事検査調書のほか、乙検査工事内容及び成績評定点報告書（第3号様式）を作成し、検査後速やかに入札検査室長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 入札検査室長は、規則第9条第5項の規定により検査の復命を受け、適正と認めたときは、工事成績評定結果通知書（第4号様式）及び項目別評定表（第5号様式）を作成し、原本を工事担当課長に回付する。

- 2 工事担当課長は、工事成績評定結果通知書の回付を受けたときは、当該通知書を複写し、原本を当該工事の請負者に速やかに送付し、通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 前条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定に係る説明請求書（第6号様式）により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 前項の説明の請求は、工事担当課においてこれを受け付け、入札検査室長に回付するものとする。
- 3 入札検査室長は、説明請求書の回付を受けたときは、工事成績評定に係る説明請求回答書（第7号様式）を作成し、原本を工事担当課長に回付する。
- 4 工事担当課長は、工事成績評定に係る説明請求回答書の回付を受けたときは、当該回答書を複写し、原本を当該工事の請負者に速やかに送付し、回答するものとする。

この要領は、平成11年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施し、同日以降に契約を締結するものに適用する。